

○総務省令第八十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十二条第二項第二号ハの規定に基づき、総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十四日

総務大臣 林 芳正

総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう

改正後	
(構成設備) 第十三条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 「一〇六 略」 (構成設備に関する事項) 第十四条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 「一〇六 略」	
(構成設備) 第十三条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 「一〇六 同上」 (法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの) 第十四条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 「一〇六 同上」	
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会
社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定
の施行の日から施行する。